

## 過大支払利子税制とは

Q.海外のグループ会社に利息を払ったのに損金にならないことがある？

A. 過大支払利子税制の対象となると、損金にならないことがあります。

企業が活動を行う中で、支払利子が損金に算入されることを利用して、過大な支払利子を損金に計上することで、税負担を圧縮することが可能です。

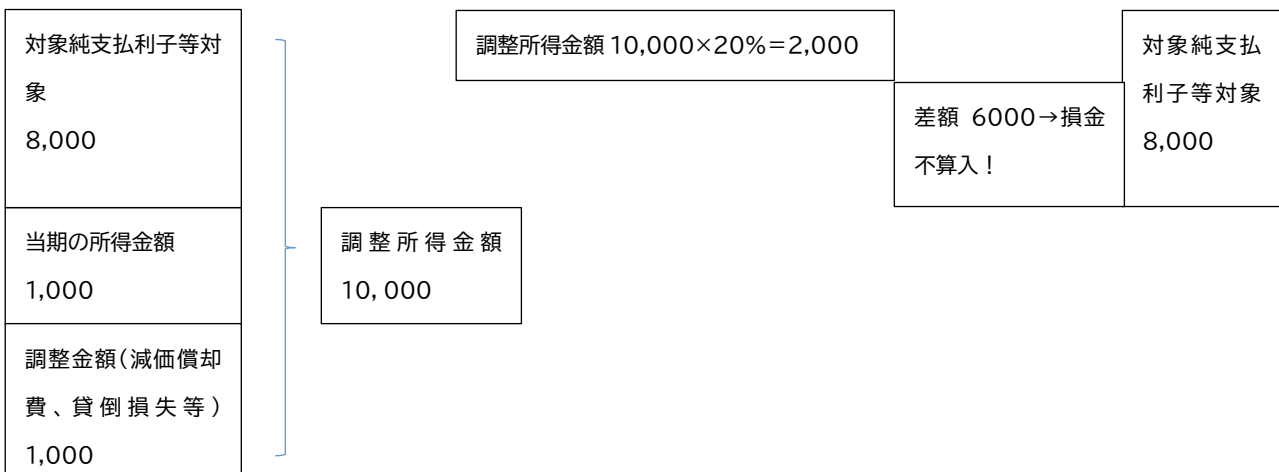
過大支払利子税制とは、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するため、対象純支払利子等の額(注1)のうち調整所得金額の一定割合(20%)を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度です。

(注1)

$$\text{損金不算入額} = \text{対象純支払利子等} - \text{調整所得金額} \times 20\%$$

以前は、対象となる純支払利子等＝関連者等に対する支払利子等でしたが、令和2年4月1日以降開始した事業年度からは、「第三者への支払利子等で我が国で課税されないもの」が本制度の対象に追加されました。

$$\text{対象純支払利子等の額} = \text{対象支払利子等合計額} - \text{控除対象受取利子等合計額}$$



過大支払利子税制は次のいずれかに該当する場合には、適用しないこととされています

### 適用免除基準

- ① その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下であること。
- ② 持株割合50%超の国内企業グループにおける「対象純支払利子等の額」の合計額が「調整所得金額」の合計額の20%以下であること

## 国際税務通信 Vol.10

上記、免除規定により適用されない場合でも、別表の添付(別表十七(二)等)が必要となりますので注意が必要です。

### 損金不算入額の繰り越し

この制度の適用により損金不算入となった金額は、7年間繰り越され、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%に相当する金額との差額を限度として、その超過利子額に相当する金額を損金の額に算入されます。

今回ご紹介した過大支払利子税制とは別の、過小資本税制の両方に損金不算入額がある場合には、いずれか多い金額が損金不算入とされます。